

函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会委員公募実施要領

1 目的

函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）の委員を委嘱するにあたり，委員の一部を市民から公募することにより，市政への意見反映と市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

公募による委員の定数は，1名とする。

3 公募委員の任期

委嘱の日から2年とする。

4 応募資格

市内に居住する年齢20歳以上の者で（令和4年1月18日時点），住宅施策に関心のある者とする。

ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 委員会に委員を推薦している団体（団体一覧別添）に所属する者
- (2) 2以上の本市の附属機関等の構成員となっている者（公募中のものを含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

応募申込書に，所定の事項を記載のうえ，函館市都市建設部住宅課へ郵送，持参，ファックス送信またはEメールにて応募すること。

応募先：函館市都市建設部住宅課

住 所：〒 040-8666 函館市東雲町 4 番 1 3 号

電 話： 0138-21-3385

ファックス： 0138-27-2340

Eメール： jutakusesaku@city.hakodate.hokkaido.jp

6 広報

公募にあたっては、市広報紙等に募集記事を掲載する。

7 募集期間

令和 4 年（2022 年）1 月 4 日（火）から令和 4 年 1 月 1 8 日（火）
まで。

※ 郵送の場合、募集の締切は募集最終日の消印有効とする。

※ 持参の場合、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで。

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

8 決定の方法

応募者が定数を超えた場合は、公開抽選により決定する。

本委員会における女性の委員の割合が、附属機関・その他の会議の
設置等に関する取扱要領 4（2）に定める女性登用率の目標値 3 5 %
に達しない場合は、優先的に女性の応募者を委員として決定する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募す
る。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 2 月 8 日から施行する。

(別添)

本委員会に委員の推薦を予定している団体一覧

- ・ 公立はこだて未来大学
- ・ 函館大谷短期大学
- ・ 独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校
- ・ 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会函館支部
- ・ 一般社団法人北海道建築士会函館支部
- ・ 函館市民生児童委員連合会
- ・ 函館市地域包括支援センター連絡協議会